

(陳受19第10号)

容積率の見直しに関する陳情

受理年月日

平成19年6月19日

陳情者

吉祥寺南町1-3-2
学校法人 古屋学園
二葉栄養専門学校
理事長 古屋 精 三ほか2名

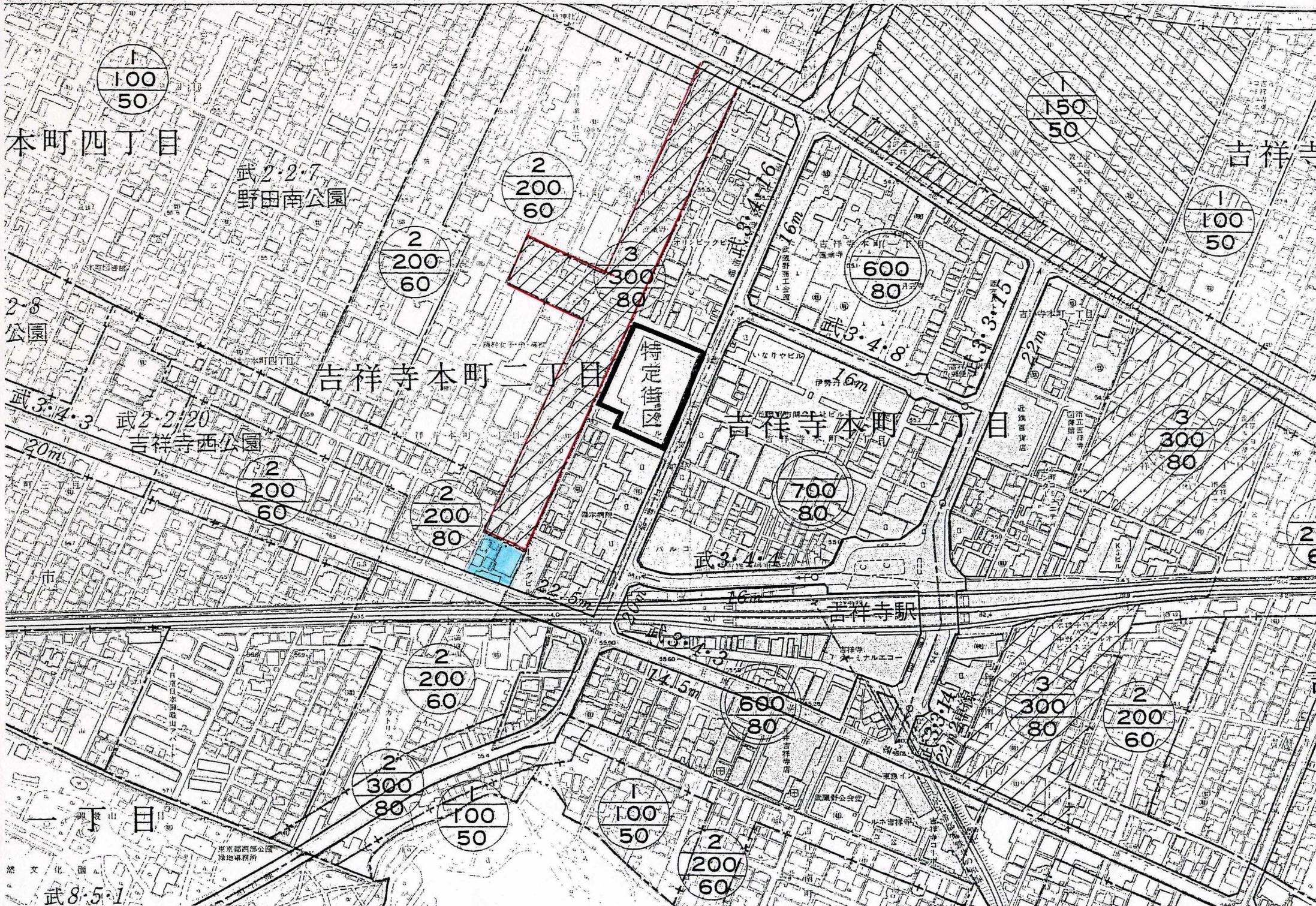
陳情の要旨

現在、当該地（吉祥寺本町2丁目11番）の一部の用途地域が近隣商業地域80%（建ぺい率）／200%（容積率）に指定されております。

しかしながら、当該地は、都の用途地域に関する指定方針及び指定基準からしても、幹線道路の都道7号線杉並あきる野線（通称井の頭通り）沿道にあり、隣接する用途地域に住居系はないことなどから、本来であれば当然容積率300%の指定となります。

五日市街道から東急百貨店裏を通過して中道通りを越えた、当該地の20mまでの区域が近隣商業地域80%／300%に指定されている中で、当該地の井の頭通りに至る40数mの区域の容積率が200%に指定されている現状は、甚だ公正を欠くものであると考えます。

平成14年度に行われた、用途地域の見直し以前以後と何度もお願いしてきましたが、当該地が上記の近隣商業地域80%／300%の区域と何ら変わりないことが明らかであり、商業の活性化の促進、住環境との調和に配慮するという観点からしても、公平な土地利用のため一日も早く、当該地の容積率を300%に見直していただきますよう陳情いたします。



本町四丁目

武2-2-7
野田南公園

吉祥寺

2-8
公園

吉祥寺本町二丁目

特定街区

吉祥寺本町一丁目

武3-4-3
吉祥寺西公園

一丁目

武8-5-1

東京都西部公園
緑地事務所

武2-2-7

2
200
60

1
150
50

1
100
50

2
200
60

3
300
80

600
80

2
200
60

2
200
80

700
80

3
300
80

2
200
60

600
80

3
300
80

2
200
60

2
300
80

1
100
50

1
100
50

2
200
60